

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 4 号

大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規則は、企業長が管理する行政文書（大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）について条例の施行に関し必要な事項を定め、併せて条例第23条第 2 項及び第 4 項並びに第25条の規定により大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に提出された意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧等（条例第27条第 1 項に規定する閲覧等をいう。第 4 章において同じ。）に関する事項その他の条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （諮問をした旨の通知） 第 9 条 条例第21条の規定による通知は、<u>審査請求人</u>が請求者の場合にあつては<u>審査会諮問通知書</u>（様式第14号）、<u>審査請求人</u>が第三者の場合にあつては<u>審査会諮問通知書</u>（様式第14号の 2）により行う。 （第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知） 第10条 条例第22条において準用する条例第17条第 3 項の規定による通知は、条例第22条第 1 号に該当する場合にあつては<u>審査請求人等</u>に関する情報の公開実施日等通知書（様式第15号）、同条第 2 号に該当する場合にあつては参加人に関する情報の公開決定に係る通知書（様式第16号）により行う。 （意見書等の閲覧等） 第11条 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定	（趣旨） 第 1 条 この規則は、企業長が管理する行政文書（大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 4 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）について条例の施行に関し必要な事項を定め、併せて条例第23条第 2 項及び第 4 項並びに第25条の規定により大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に提出された意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧等（条例第27条に規定する閲覧等をいう。第 4 章において同じ。）に関する事項その他の条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （諮問をした旨の通知） 第 9 条 条例第21条の規定による通知は、<u>異議申立人</u>が請求者の場合にあつては<u>審査会諮問通知書</u>（様式第14号）、<u>異議申立人</u>が第三者の場合にあつては<u>審査会諮問通知書</u>（様式第14号の 2）により行う。 （第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知） 第10条 条例第22条において準用する条例第17条第 3 項の規定による通知は、条例第22条第 1 号に該当する場合にあつては<u>異議申立人等</u>に関する情報の公開実施日等通知書（様式第15号）、同条第 2 号に該当する場合にあつては参加人に関する情報の公開決定に係る通知書（様式第16号）により行う。 （意見書等の閲覧等） 第11条 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定

は、<u>条例第27条第1項</u>の閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法について準用する。 (意見書等の閲覧等の求め) 第12条 <u>条例第27条第1項</u>の規定により意見書等の閲覧等を求めようとする<u>審査請求人等</u>(<u>条例第23条第4項</u>に規定する<u>審査請求人等</u>をいう。以下同じ。)は、提出資料閲覧等請求書(様式第17号)を審査会に提出しなければならない。 2 審査会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした<u>審査請求人等</u>にその旨を通知しなければならない。 (1)―(3) (略) 3 (略) 4 審査会は、<u>審査請求人等</u>の求めがあったときは、審査会に提出された当該<u>審査請求人等</u>に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。	は、<u>条例第27条</u>の閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法について準用する。 (意見書等の閲覧等の求め) 第12条 <u>条例第27条</u>の規定により意見書等の閲覧等を求めようとする<u>不服申立人等</u>(<u>条例第23条第4項</u>に規定する<u>不服申立人等</u>をいう。以下同じ。)は、提出資料閲覧等請求書(様式第17号)を審査会に提出しなければならない。 2 審査会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした<u>不服申立人等</u>にその旨を通知しなければならない。 (1)―(3) (略) 3 (略) 4 審査会は、<u>不服申立人等</u>の求めがあったときは、審査会に提出された当該<u>不服申立人等</u>に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。
---	---

第2条 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則様式の一部を別紙のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第17号の規定により提出されている請求書は、改正後の大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第17号の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。